

平成23年度事業計画書—(案)—

社会保険労務士（以下、連合会に倣い「社労士」という。）を取り巻く環境は、ここ数年において規制緩和、司法制度改革、電子化等により、目まぐるしく大きく変化してきている。

司法改革においては、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験を経て特定社労士が誕生し、紛争解決手続代理業務を行えるようになった。

これにより社労士の司法への参入の第一歩が実現し、社労士はこれまでも増してより高度な社会的役割を担うこととなった。この社会的役割を果たしていくことが、社労士の更なる地位向上、関与率向上、更には簡易裁判所における個別労働紛争に関する訴訟代理権の獲得等にも繋がるものと認識し、このためには多くの会員が特定社労士となり、県民の利便性の向上に寄与することが必要である。

司法制度改革に関しては更に、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づき設置される「社労士会労働紛争解決センター」の設立がある。特定社労士とこの「社労士会労働紛争解決センター」の両方が相俟って最大の成果が発揮できるとの認識に立ち、県会に設置している総合労働相談所の組織・機能を更に強化・拡大するとともに、「社労士会労働紛争解決センター長崎」を設立することが求められている。

社労士は、労働問題の専門家であるとの認識の定着にあらゆる機会を通じて努める必要がある。

また、年金問題については、社労士は年金に関する唯一の専門士業として、年金加入記録漏れ問題等の解決に大きく貢献してきたところである。

電子申請については、仕様公開による一括申請、更に雇用保険の離職票が電子申請で可能となるなど利便性が大幅に向上している。電子申請を社労士業務として定着させるために、会員の電子証明書の更なる取得促進が求められている。

社労士が今後取り組むべき分野として経営労務監査がある。その技法を研究するとともに、社労士業務の中核となるよう多方面に働きかけていく必要がある。

これらの情勢を踏まえて、本年度は、全国社会保険労務士会連合会及び全国社会保険労務士政治連盟並びに関係機関等と連携するとともに、全会員が協力一致、その力を結集して、社労士会労働紛争解決センター長崎の設置をはじめ次の事業を推進することとする。

1. 司法制度改革への対応

(1) 特別研修への協力

今年度実施予定の第7回特別研修の円滑な実施に向けて連合会に協力する。

また、社労士会労働紛争解決センター長崎の運営においては特定社労士が大きな役割を果たすことになることから付記登録者の増加を図るため、特別研修の受講及び紛争解決手続代理業務試験の受験を奨励する。

(2) 社労士会労働紛争解決センター長崎の設立

総合労働相談所の強化・拡充とともに、法務大臣の認証、厚生労働大臣の指定を得るために諸準備を行う。

(3) 日本司法支援センター（法テラス）への協力

個別労働紛争及び労働社会保険関係分野における紛争解決に資するため、日本司法支援センター（法テラス）に関する業務に協力する。

2. 業務拡大・改善に関する事業

(1) 委託事業等の推進

連合会が落札した事業に協力するとともに、入札には積極的に応札する。

また、厚生労働行政や関係諸団体の業務に積極的に協力する。

- ① 年金事務所、市町役場、郵便局等における年金相談業務
- ② 関係諸団体への講師等の派遣
- ③ その他

(2) 労働条件審査への取組み

連合会及び他県会から情報を収集するとともに、調査・研究を行う。

(3) 社会保険・労働保険における社労士の関与率を引き上げるため、行政機関その他関係諸機関の協力を得て、会員の業務拡大に努める。

(4) アウトソーシング会社等無資格者による社会保険労務士法違反及び業務侵害行為について適切かつ厳正に対処するために連合会と連携を図り情報収集等の活動を強化する。

社務士業務の職域侵害については、支部長を中心に監視体制を強化し、綱紀委員会において必要に応じて厳正に対応するための手段を講じるものとする。

(5) 総合労働相談所・年金相談センターを、更に県民の身近な相談窓口としての機能を高めるために、広報活動を積極的に行う。

(6) 県会が実施する諸施策について労働局・年金事務所・協会けんぽ・県雇用労政課等関係機関に理解と協力を求める。

(7) 苦情処理相談窓口及び綱紀委員会の適正な運営

個別労働紛争に関わった際に生じる苦情を迅速、適正に処理するために、苦情処理相談窓口及び綱紀委員会の適正な運営に努め、労使紛争に関する社会的要請に応えることとする。

(8) 勤務等会員との意見交換会などを通して、勤務等会員の活動の機会が増加するよう努める。

(9) その他必要な事業

3. 組織の強化等

(1) 会長、副会長、支部長、各委員会委員長及び役員間の連携を更に密なものとし、

諸施策を迅速に遂行できるよう組織の充実強化を図る。

- (2) 諸施策の遂行のため、現在設置している委員会に専門委員会を設け、あるいは臨時に専門の委員会を設け、会員の協力を得て効率的で実効ある県会の運営を図る。
- (3) 支部組織を更に拡充し、会員が自由に参画し易い支部運営体制の確立に努める。
- (4) 事務局移転に伴う会議室・研修室等の施設利用の促進を図る。

4. 年金サービス業務と社会保険労務士の活用

- (1) 公的年金業務サービスの向上のために、年金相談業務等各種業務について社労士の活用が図られるべく積極的に取り組む。
- (2) 「街角の年金相談センター」の設置拡充のため連合会に協力する。

5. 電子申請に関する事業

- (1) 社労士電子証明書を、開業社労士会員の全員が取得することを目標に、一層の取得促進を図る。
- (2) 利便性が向上した電子申請手続について必要な研修等を行う。

6. 資質向上に関する事業

会員の資質向上を図るため、行政機関や連合会等の協力を得て、次の研修を実施する。

(1) 倫理研修

労働社会保険諸法令及び労務管理に専門的な知見を有する法律専門家としての職業倫理の遵守が求められていることから、全会員が5年に1回は受講しなければならない倫理研修を実施する。

(2) 長崎県会主催の研修

研修内容を検討し、時宜にかなった研修を実施することにより、会員のより一層の資質の向上を目指す。このため次の研修を実施する。

- (ア) 労務管理研修
- (イ) 新規入会者必須研修
- (ウ) 電子申請研修
- (エ) 安全管理研修
- (オ) 労働・安全管理等研修
- (カ) その他

また、社労士会労働紛争解決センター長崎の認証に際してあっせん委員候補者の能力担保資料の提出が必要となることから、ADR 機関設置準備委員会と合同で必要な研修を実施する。

- (3) 九州地域協議会主催研修会への参加斡旋
- (4) 九州各県会主催研修会への参加斡旋
- (5) 関係行政機関等が主催する研修への参加斡旋
- (6) 会員の要望を聞き、研修の内容・スタイル、会員講師の養成及び一般事業所向けの研修会の開催等について検討する。

7. 広報に関する事業

- (1) 定期的な会員への情報提供手段として、社労士通信を2ヶ月に1回発行するとともに、緊急かつ重要な情報については、その都度情報提供を行う。

- (2) 社労士制度、総合労働相談所、年金相談センター及び県会の諸事業などについて情報提供に努める。
- (3) 県会ホームページを県民・会員にとってより価値ある情報源とするため、機能充実を図る。
- (4) 関係諸団体主催のセミナーについて会員への広報を行う。
- (5) 開業社労士名簿を行政機関等に配布する。
- (6) 県会主催の各種行事についてプレスリリース・新聞広告等を積極的に行う。

8. 長崎SR経営労務センター設立の準備

引き続き、設置に対する会員からの要望を受け付け、設置の必要性が高まり、かつ設置実現の可能性が高いと判断される状況となった場合に、設置準備への取り組みを検討する。

9. 社労士総合研究機構に関する事業

当機構の事業に協力する。

10. 事務局体制の整備

- (1) 事務局の業務運営体制を充実強化し、事務の効率化を図る。
- (2) 事務局の事務の合理化を進め、会員への情報伝達の効率化を推進する。
- (3) 委員会と事務局との役割分担について検討し実施する。

11. 財政に関する事項

県会財政の健全な執行と将来を見据えた予算立案のために、理事会・財政検討委員会において検討を行う。

また、会費滞納者への対応を処分・法的措置を含めて検討する。

12. 社労士試験事務に関する事業

連合会が実施する試験事務について、円滑に実施されるよう協力する。

13. 損害賠償責任体制の強化

会員の安心、円滑な業務の遂行及び顧問先との信頼関係を向上させるため、社労士賠償責任保険への加入促進を図る。

14. 関係団体との交流

他士業団体及び労使団体等との交流を深め、社会保険労務士制度の普及を図る。

15. 社労士プライバシーマーク（SRPマーク）の発行に関する事業

個人情報保護法の施行により社労士の業務においても個人情報保護に対する意識が高まっていることから、連合会が発行するプライバシーマーク（SRPマーク）の取得促進を図る。

16. 福利厚生に関する事業

- (1) 全国社労士厚生年金基金及び全国社労士国民年金基金への加入促進を図る。
- (2) 連合会共済会の各種共済制度への加入促進を図る。

17. その他の事業

- (1) 会員に対して、図書及び諸帳票類の斡旋頒布を行う。
- (2) 中小企業退職金事業・中小企業退職金共済事業に協力する。
- (3) その他必要に応じて各種事業を行う。